

## 資料3

### 大津市ひとり親家庭福祉推進員の廃止 及びひとり親家庭相談員制度の新設について

ひとり親家庭福祉推進員制度は、母子家庭の経済的支援を推進することを目的に、昭和29年に滋賀県が委嘱したことから始まりました。以降、母子寡婦福祉資金の貸付事業の協力業務を中心に、地域におけるひとり親家庭の相談や情報提供を通じ母子福祉施策の推進を担うとともに、平成20年からは父子家庭にも支援を拡大し活動を続けてきました。平成21年4月には、中核市への移行に伴い、県事業を引き継ぎ、当市独自の事業として推進員の設置を継続してきたところです。

#### [見直しの経過]

個人情報に対する市民意識が高まる中、行政から推進員への個人情報の提供に同意されるひとり親が減少し、推進員が活動しにくい状況が続くとともに、推進員の高齢化や後継者不足を受け、令和5年度よりひとり親家庭福祉推進員の活動内容を見直してまいりました。並行して、ひとり親や推進員へのアンケートを実施し、当事者団体（大津市母子福祉のぞみ会）との協議を進めてまいりました。

その中で、ひとり親施策が充実してきたことやSNSの普及などの社会情勢の変化に伴い、福祉推進を担ってきた同制度は、役割を一定果たしたものと考え、令和7年度をもって廃止することといたしました。

一方、ひとり親に寄り添える相談場所が身近に必要である状況は変わらないと考え、推進員に代わる新たな地域での相談先として、令和8年度より、下記の通りひとり親家庭相談員制度を実施することといたしました。

#### [大津市ひとり親家庭相談員制度について]

目的：ひとり親家庭に理解を示し、助言や援助、関係機関への連絡などを積極的に行なえる相談員を地域に配置し、ひとり親家庭の福祉を推進する。

○業務内容・・・ひとり親家庭の生活や子育てに関する相談に応じ、必要な助言・援助を行う

ひとり親家庭の相談内容やニーズに応じた関係機関への連絡

ひとり親家庭に関する地域福祉を進めるため、関係機関の業務に協力する

○人数・・・・18名程度

○人選・・・・ひとり親家庭の当事者団体（のぞみ会）からの推薦

○委託期間・・・3年

○情報公開・・・相談員の連絡先等について、ひとり親家庭のしおりやホームページ等で公開する

裏面に続く

### [新旧制度の違いについて]

ひとり親家庭福祉推進員制度とひとり親家庭相談員制度の対比は下記の通りです。

	令和7年度で廃止	令和8年度より実施
名称	大津市ひとり親家庭福祉推進員制度	大津市ひとり親家庭相談員制度
目的	ひとり親家庭及び寡婦の相談にあたるとともに、ひとり親家庭等を対象とした各種事業の情報提供、制度活用への支援を行うことで、ひとり親家庭等の安定した暮らしをめざす	ひとり親家庭の生活等に関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力をすることで、ひとり親家庭及び児童の福祉を推進する
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当地域におけるひとり親家庭の実態把握及び相談支援</li><li>・各種制度や事業の情報提供・活用支援</li><li>・関係団体、機関との連携</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり親家庭の生活や子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う</li><li>・相談内容やニーズに応じた関係機関への連絡</li></ul>
人 数	84人以内（現員48名）	18名程度
担当区域	各小学校区を1～3名で担当（現行不在学区あり）	なし
委託期間	2年	3年
名簿公開	該当地区のひとり親に紹介	ホームページや事業紹介パンフレットに掲載